

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**30日以内**。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：**令和4年9月30日（金）**
※ **当日消印有効**

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】南部町福祉事務所

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯で、基準日(令和4年6月1日)時点で南部町にお住まいの方は、7月末に確認書をお送りします。（基準日より後に南部町外から転居された方は、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせ願います。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、必用事項を記載のうえ、町に返信してください。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

III 特別な配慮を要する方へ（DV等を理由に避難している方）

- DV等で避難中の方でも、給付金を受給できる場合があります。
- 住民票のある自治体で、配偶者等が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。
- 課税されている配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。詳しくは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

南部町福祉事務所

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0859-66-5522

受付時間 平日8:30~17:15